

(ウ) 法的規制区域等について

- ・黒字…第1回候補地選定委員会了承事項
- ・赤字…第2回候補地選定委員会協議事項、第3回候補地選定委員会了承事項

「廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領 2010 改訂版（（公社）全国都市清掃会議）」や、他自治体における事例を参考に、最終処分場の立地に関する法規制区域等について、名取市域に該当するものを整理。

(A) 法的規制区域

No	項目	内容説明
1	県自然環境保全地域 (特別地区・普通地区)	・良好な自然を県として保全していくことが必要と認められる地域。
2	国有林	・国家の所有する森林。
3	保安林	・水源の涵養、土砂の崩壊等災害の防備、生活環境の保全・形成等公益目的を達成するために指定する森林。
4	史跡・天然記念物	・史跡：貝塚、古墳、都城跡、城跡旧宅等の遺跡で歴史上または学術上価値の高いもの。 ・天然記念物：動物、植物及び地質鉱物で学術上価値の高いもの。
5	都市公園	・都市計画区域において設置する公園または緑地。
6	土砂災害警戒区域	・土砂災害防止法に基づいて指定される、土砂災害のおそれがある区域。
7	土砂災害危険箇所 ・地すべり ・土石流 ・急傾斜地崩壊	・国土交通省の調査・点検要領に基づき抽出された、急傾斜地の崩壊、土石流、地すべりの3つの土砂災害の危険性のある箇所。
8	地すべり防止区域	・地すべりによる崩壊を防止するため、排水施設、擁壁等を設置するとともに、一定の行為を制限する区域。
9	砂防指定地	・砂防設備を要する土地または一定の行為を禁止する区域。
10	急傾斜地崩壊危険区域	・崩壊する恐れのある急傾斜地でその土地及び近くの土地の改変による危険を防止する必要がある区域。
11	農業振興地域 (農用地区域)	・市が策定する農業振興地域整備計画により決定される区域。農業振興地域内で集团的に存在する農地や、高生産性の農地等、農業利用を確保すべき土地として市が指定した土地。 ・原則として規制区域の扱いとするが、適地の一部のみに存在する場合または地形地物で遮断された区域については、当該箇所を候補地に加える。

(B) 原則法的規制区域であるが候補地とする区域

No	項目	内容説明
1	市街化調整区域	・市街化を抑制する区域。 ＜加える理由＞ ・開発行為の許可等の手続きにより建造物の建設が可能であり、区域全体を候補地の対象に加える。
2	緑地環境保全地域	・自然環境を保全することが地域の良好な生活環境の維持に資すると認められる地域。 ＜加える理由＞ ・生活環境への配慮は必要であるが、開発行為の届出等の手続きにより建造物の建設が可能であり、区域全体を候補地の対象に加える。
3	農業振興地域 (農用地区域以外)	・市が策定する農業振興地域整備計画により決定される区域。 ＜加える理由＞ ・農地転用等の手続きにより建造物の建設が可能であり、区域全体を候補地の対象に加える。

(C) 生活環境への影響から除外すべき区域

No	項目	内容説明
1	住宅地からの距離	・500m程度の範囲に住宅がある区域は、候補地から除外する。

(D-追加) 事業活動への影響及び将来の土地利用から除外すべき区域

No	項目	内容説明
1	事業活動区域	・ゴルフ場や採石場など現に経済活動及び事業活動に供する面的区域は候補地から除外する。 ➡建設可能エリア②
2	市の将来の土地利用計画	・市の今後の土地利用予定区域を除外する。 ➡建設可能エリア⑧・⑨

(E-追加) 施設の安全性確保から除外すべき区域

No	項目	内容説明
1	活断層との距離	・活断層から1km以内の区域を除外する。 ➡建設可能エリア①
2	地層	・過去の公共事業で支障が生じた区域を除外する。 ➡建設可能エリア⑥